

令和8年3月 26 日

ネパールにおけるコドリंगाの発生情報に基づく対応について

1. 経緯及び現状

- (1) 植物防疫法施行規則(昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。)別表2の5項に規定されるコドリंगा(*Cydia pomonella*)は、発生国からの対象植物の輸入が禁止されている検疫有害動植物です。
- (2) 今般、文献調査を実施したところ、ネパールにおいてコドリंगाが発生しているとの情報が新たに得られました。

2. 対応

こうした状況を踏まえ、ネパールに対して、書簡を発出し、発出日の翌日以降、対象植物(別紙参照)の輸入を停止する旨通知します。

なお、諸外国に対しても、SPS 緊急通報により我が国が当該植物の輸入を停止する旨、通知する予定です。

3. 関係者への情報提供のお願い

ネパールがコドリंगाの発生国であることが新たに判明しました。このため、ネパールに対しては、規則別表2の5項で規定されているコドリंगाの寄主植物(別紙参照)について、書簡により、検査証明書の発給停止を要請する予定です。なお、諸外国に対しても、SPS 緊急通報により我が国が当該植物の輸入を停止する旨、通知する予定です。

本措置は書簡の発出日の翌日に発効し、当該植物については、発効日以降に発給された検査証明書が添付されたものが輸入された場合は、廃棄処分となります。

植物防疫法施行規則別表2

地域	植物	備考 (対象とする検疫有害動植物)
五 インド、中華人民共和国、パキスタン、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、欧州、アフリカ、アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。以下この表において同じ。)、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ、オーストラリア、ニュージーランド	あんず、さくらんぼ(付表第十九から第二十一まで、第三十八及び第四十四に掲げるものを除く。)、すもも(付表第三十七に掲げるものを除く。)、まるめろ、もも(付表第二十二及び第二十三に掲げるものを除く。)、なし属植物及びりんご属植物(付表第二十四、第二十五、第三十一及び第三十四に掲げるものを除く。)、生果実並びにくるみ属植物の生果実及び核子(付表第二十六に掲げるものを除く。)	Cydia pomonella(コドリンガ)

参考：植物防疫所ホームページ (https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12.html)